

香川県報



号外 6

平成 18 年

3月31日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 一

告 示

●公平委員会の事務の受託の廃止

（自治振興課） 六

規 則

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十一号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和二十九年香川県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式（その一）（納税通知書第二片）及び第四号様式の二（その一）（変更納税通知書第二片）中「漏（差）額（額）」を「漏（差）額（額）」に改める。
第九十二号様式の三（その一）（表）を次のように改める。

(表)

自動車税納税証明書
(継続検査用)

車検の際に必要

下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。

ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。

(登録番号)

車台番号(下13けた)

この証明書の有効期限	年 月 日
------------	-------

香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長 印

領収日付印	
-------	--

この証明書がないと車検が受けられませんので、必ず車検証と一緒に保存してください。

第九十二号様式の三(その二)中

磁 録 番 号

磁 録 番 号

車 台 番 号 (下13けた)

を

に

改める。

第九十二号様式の三(その三)及び同様式(その四)を次のように改める。

第92号様式の3(その3)(第36条関係)

自 動 車 税 納 税 証 明 書

自動車登録番号	有 効 期 限
車台番号の下13けた	
年 月 日	
証 明 事 項	

上記のとおり証明します。

年 月 日

香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長

印

第92号様式の3(その4)(第36条関係)

自動車税納税証明書(継続検査用)

車検の際に必要

登 録 番 号	有 効 期 限
車台番号(下13けた)	
	年 月 日

年 月 日

香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長

印

上記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第四号様式(その一)及び第四号様式(その二)その一(一)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第九十二号様式(三)その一(一)、同様式(その二)(一)、同様式(その三)(一)及び同様式(その四)(一)による用紙は、平成十八年五月三十日までの間、使用することができる。

告 示

香川県告示第三百二十二の二号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十八年三月三十一日をもって、高松地区広域市町村圏振興事務組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀